

# 令和3年度栄村商工観光事業者 感染症予防対策補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら社会経済活動を行なうための「新しい生活様式」を実践するため、店舗などで使用する消毒用アルコール等の消耗品購入費用の一部について補助金を交付する。

補助対象者	次の要件を全て満たす事業者 ① 村内に事業所を有する商工観光事業者 ② 村税等の滞納がないこと ③ 営業実態があり今後も事業継続の意思があること ④ 新型コロナ対策推進宣言の事業所に登録し、対策を実施していること
補助金の対象	店舗・事務所等で感染防止のために使用する消耗品 (例) アルコール消毒液・マスク・パーティション・体温計 フェイスガードなど1個の単価が3万円未満のもの (※店舗、事業所等で使用するものに限る)
補助金支給額	補助対象経費の2/3以内で1事業者上限10万円 ※ 補助金申請は1事業者2回を限度とする
補助対象期間	令和3年4月1日～令和4年1月31日までに購入し、支払ったもの ※この期間内に購入し、支払ったもの以外は対象とならない。
申請方法	栄村HPより申請様式をダウンロードし記入のうえ提出
申請期間	令和4年2月5日まで
申請・問合せ先	栄村役場商工観光課企業係 〒389-2702 栄村大字北信2903 TEL0269-87-3355 FAX0269-87-2280

申請から補助金交付まで

